

○鈴鹿工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規則

令和4年2月28日
規則第119号

最終改正令和7年5月14日

鈴鹿工業高等専門学校数理・データサイエンス・AI 教育プログラム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における数理・データサイエンス・AI 教育プログラム（以下「本教育プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本教育プログラムは、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(学習・教育目標)

第3条 学生の数理・データサイエンス・AI への関心を高め、かつ、数理・データサイエンス・AI を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、数理・データサイエンス・AI に関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(リテラシーレベル及び応用基礎レベルの履修科目等)

第4条 本教育プログラムのリテラシーレベル及び応用基礎レベルの対象科目は、学科ごとに別表に定めるとおりとする。

(リテラシーレベル及び応用基礎レベルの修了要件)

第5条 校長は、前条に規定する対象科目をすべて修得した者について、本教育プログラムのリテラシーレベル及び応用基礎レベルの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務主事の報告に基づき校長が行う。

3 教務主事は、校長への報告に当たり、教務委員会の議を経て本教育プログラムのリテラシーレベル及び応用基礎レベルに関する対象科目の成績の状況の評価を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、本教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

2 令和5年度入学生用の教育課程表から適用し、令和4年度入学生用の教育課程表以前については、適用しない。

別表

数理・データサイエンス・AI 教育プログラムのリテラシーレベル及び応用基礎レベルに関する対象科目

学 科	教育プログラムのリテラシーレベルに関する対象科目
機械工学科	情報処理Ⅰ，物理Ⅱ，技術者倫理入門
電気電子工学科	
電子情報工学科	
生物応用化学	
材料工学科	

学 科	教育プログラムの応用基礎レベルに関する対象科目
機械工学科	基礎数学A，基礎数学B，線形代数Ⅰ，微分積分Ⅰ， 情報処理Ⅰ，情報セキュリティ概論，情報処理Ⅱ， データサイエンス概論，確率統計，機械学習
電気電子工学科	
電子情報工学科	
生物応用化学	
材料工学科	